

# 日本赤十字社健康保険組合が保有する 個人情報の利用目的の公表について

日本赤十字社健康保険組合

日本赤十字社健康保険組合（以下「当組合」という。）におきましては、被保険者やその家族（以下「加入者」という。）からいただいた各種届出や申請書などに記載されている個人情報、医療機関等に受診された際に、医療機関等から当組合に請求される「診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）」に記載されている個人情報、健康診断を受けられた際の健診結果数値等の個人情報を基に、個人情報データベースを作成し、以下のような健康保健事業に利用いたします。

当組合の個人情報の利用目的は、大きな意味では、健康保険法に定める「加入者の業務災害以外の疾病、負傷もしくは死亡又は出産に関する保険給付を行う」ことを目的とし、「加入者の健康の保持増進のために必要な事業を行う」こととなります。

しかしながら、健康保険組合は、レセプトや健診データなど医療情報やその他の個人情報を数多く取り扱っており、加入者の強い信頼を必要とする事業に該当し、厚生労働省が示したガイドラインにおいて、より詳細で限定的な目的とすることが望ましいこととされております。

したがって、当組合においては、個人情報の利用目的や利用方法について、次のように公表いたします。

## 1 適用関係の各種届出などについては、以下のように組合業務に利用します。

- (1) 当組合加入時の「被保険者資格取得届」、「被扶養者（異動）届」の記載事項（保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、住所、報酬月額等）を中心に入力処理することによって、加入者台帳など「マスターデータベース（以下「マスター」という。）」を作成し、当組合の業務処理コンピューターにデータを収納、健康保険業務全般に利用します。
- (2) 「被保険者資格取得届」、「被扶養者（異動）届」のチェック作業が終了した後、資格確認書や資格情報のお知らせの発行を行います。
- (3) 「被扶養者（異動）届」の提出に際して、課税・非課税証明書、在学証明書などの収入等判定書類によって、認定作業を行います。
- (4) 「被保険者資格喪失届」の際に、健康保険被保険者証を返還していただき、チェックの上、一定期間保存後に廃棄処分します。
- (5) 「マスター」に登録されているデータに変更や追加があるときは、適用関係に関する変更（訂正）届出により、データの変更等を行います。
- (6) 「マスター」を用いて、給付データ、レセプトデータ、健診データ等と連動させて、給付の支払い等のチェック、医療費通知、各種保健事業実施のための対象者抽出や加入者の連絡等にも利用します。
- (7) 「マスター」の住所、氏名等の連絡先を用いて、当組合の資格喪失後も必要に応じて、届出等に記載された連絡先にご連絡することもあります。
- (8) 医療機関や他の保険者（区市町村、年金事務所を含む。）から資格喪失か否かなど

保険診療の照会があった場合、相手先確認の上、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日など、有資格者が資格喪失者かについて回答します。

- (9) 資格喪失者の資格喪失後の受診などが疑われる場合、他の保険者や医療機関との重複給付調整のため、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日などについて、他の保険者等に照会し確認します。
- (10) 「算定基礎届」、「月額変更届」によるデータを「マスター」に取り込み、保険料（調整保険料、介護保険料を含む）の徴収を行います。また、届出の際に、事業主に給与・賞与台帳等の提出を求め、チェックします。
- (11) 「育児休業等終了時報酬月額変更届」、「育児休業等取得者申出書」、「育児休業等取得者終了届」、「産前産後休業取得者申出書」、「産前産後休業取得者変更（終了）届」の入力処理を健康保険業務システム業者「株式会社大和総研」に委託しています。
- (12) 「マスター」作成及び入力処理の一部、資格情報のお知らせ等の作成を健康保険業務システム業者「株式会社大和総研」及び「光ビジネスフォーム株式会社」に委託しています。
- (13) 被扶養者資格確認調査票の発行、回収、保管、審査、督促状発送、削除通知発送等を委託業者「日本システム 株式会社」に委託しています。

## 2 現金給付等の給付関係申請書類については、以下のように組合業務に利用します。

- (1) 業務処理コンピューターにデータを入力し、申請内容をチェックし、適正な給付決定処理を行います。なお、出産手当金の入力処理を健康保険業務システム業者「株式会社大和総研」に委託しています。
- (2) 給付記録をデータ入力保存し、以降の申請チェックに用います。
- (3) 出産育児一時金、家族出産育児一時金の請求者について、他の保険者との重複給付調整の必要上、他の保険者に「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日などを照会し、給付決定します。
- (4) 他の保険者から出産育児一時金、家族出産育児一時金の請求の有無について照会があった場合、相手先確認の上、申請、給付の有無について回答します。
- (5) 傷病手当金の請求者について、レセプトデータを用いて確認し、場合によっては主治医に治療状況等を確認又は訪問調査し、給付の決定を行います。

## 3 レセプトについては、社会保険診療報酬支払基金よりCSV情報で請求されたものは、そのものを原本又は画像とし、本体部分はイメージスキャナーにて読み取りをさせ、データベース化したものを当組合の業務処理コンピューターに収納し、健康保険業務に利用します。

また、社会保険診療報酬支払基金へ、オンライン資格確認等システムを利用したレセ

レセプト振替のための加入者情報の提供、及びオンライン資格確認等システムを利用したレセプト振替のための再審査請求に係る加入者情報の照会及び提供を行います。

- (1) レセプトデータのチェックを委託業者「株式会社 大正オーディット」に委託し、請求内容に疑義があるものについて、社会保険診療報酬支払基金に対し、再審査依頼します。
- (2) 再審査依頼の中で、資格喪失後の受診が疑われる場合は、医療機関に確認するため、医療機関に組合名、保険証の記号番号、氏名、生年月日、資格喪失日、受診日などを伝え、確認を取ります。
- (3) 同様に、高額療養費の支給が予想される患者の公費負担や自治体医療費助成の有無等について、医療機関に確認するため、医療機関に組合名、保険証の記号番号、氏名、生年月日などを伝え、確認を取ります。
- (4) レセプトデータを医療費分析に用い、当組合の医療費適正化対策に利用するとともに、健康診断後の事後指導や生活習慣病予防教育の対象者抽出に利用します。
- (5) レセプトデータを基に、同月内に複数の医療機関に受診されている加入者を抽出し、指導を行います。
- (6) レセプトデータを基に、高額療養費の支給決定を行います。
- (7) レセプトデータを参考にし、傷病手当金の支給決定を行います。
- (8) レセプトデータを参考にし、柔道整復療養等の療養費、第二家族療養費の支給決定を行います。
- (9) レセプトデータを参考にし、埋葬料、家族埋葬料の支給決定を行います。
- (10) 開示請求の際にも、そのレセプトデータを出力し、対応します。なお、開示請求に当たって、本人以外の場合は、開示請求手続きに則り、認められた者のみに開示します。
- (11) レセプトデータを基に、健康保険業務システム業者「株式会社大和総研」に委託し、医療費通知を加入者に通知します。
- (12) レセプトデータの中から、老人の長期入院者を抽出し、保健師による相談事業を実施します。
- (13) 交通事故等第三者の行為によって保険診療を受けた場合に、レセプトデータ及び現金給付に係る申請書を基に、第三者行為による傷病届の事務処理業務、及び第三者行為の求償業務を「ガリバーインターナショナル株式会社」に委託します。また、損害保険会社に当該患者のレセプトのコピーを医療費の証明として提出します。
- (14) 海外で医療を受けられた方の医療費明細書等を日本語に翻訳するため、委託業者「株式会社 大正オーディット」に委託します。
- (15) 健保連が実施する高額医療給付の共同事業に申請するため、レセプトコピーとの内容の一部を記載した申請書を健保連・交付金交付事業グループ・高額医療担当に送付し、医療費の助成を受けます。

(16) 複数の組合によるレセプト点検研修会の事例とするため、個人情報を消した上で、教材として用います。

(17) レセプトデータを基に、委託業者「株式会社 大正オーディット」に委託し、後発医薬品差額通知を対象者に通知します。

**4 特定健康診査、特定保健指導について**は、健康保険組合連合会、一般社団法人 東京都総合組合保健施設振興協会、株式会社 エス・エム・エス、株式会社オクタウェル、株式会社 ベネフィット・ワン及び契約締結先の医療機関に業務委託して実施します。

生活習慣病予防健診及びオプション検査については、契約締結先の医療機関、一般社団法人 東京都総合組合保健施設振興協会、株式会社 ベネフィット・ワンに業務委託して実施します。

(1) 健診対象者の「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、住所データを上記の健診等委託業者に提供し、健診・保健指導の案内送付に利用します。

(2) 健診結果については、契約に基づき健診等委託業者から入手して当組合の業務処理コンピューターに入力し、健診後の事後指導、特定保健指導対象者の選定、受診勧奨対象者の抽出に利用します。

(3) 特定保健指導の結果については、契約に基づき健診等委託業者から入手して当組合の業務処理コンピューターに入力し、指導の実施状況を把握します。

(4) 経年の健診結果、保健指導の結果を「マスター」に保存して、今後の健康管理事業の参考資料とします。

(5) 被保険者の健診結果、特定保健指導の必要性の有無、特定保健指導の実施状況や指導結果については、原則として当該被保険者が在職する事業主にも連絡し、双方でそのデータを保有して被保険者の健康管理に役立てていくこととします。

(6) 事業主から入手した被保険者の健診結果について、当組合の業務処理コンピューターに入力して「マスター」に保存できるようにするため、入力用データの作成を委託業者「株式会社 法研」に委託します。

**5 その他保健事業の実施について**

(1) 「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、住所データ及び健診結果を基に、特定健診及び生活習慣病予防検診の受診勧奨通知を「株式会社 ベネフィット・ワン」へ委託し、対象者へ通知します。

(2) 「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、住所データ、健診結果及びレセプトデータを基に、生活習慣病予防のための受診勧奨通知作成業務を「日本システム技術 株式会社」へ委託し、対象者へ通知します。また、事後の効果測定を同社へ委託します。

(3) 利用実績データを「株式会社 ルネサンス」及び「株式会社 LAVA

International」、「株式会社 ONE COMPATH（ワン・コンパス）」から受領し、利用者の資格確認及び利用状況の把握に用います。

- (4) 「マスター」の氏名、住所データを基に、出産された方への母子保健冊子等送付業務を「株式会社 赤ちゃんとママ社」へ委託し、対象者へ送付します。

## 6 役職員人事関係データ及び組合会議員名簿、事業所担当者名簿について

- (1) 組合役職員の就任・採用に関する書類は、使用後、厳重に保管します。
- (2) 役職員の報酬に関する書類は、厳重に保管し、源泉徴収等の処理に用います。
- (3) 人事考課等人事に関する書類は、厳重に保管し、人事異動などの際に用います。
- (4) 組合会議員名簿、理事名簿は組合会、理事会の開催時等の連絡に用います。
- (5) 事業所担当者名簿については、事業所担当者説明会や健康管理推進委員会、その他個別の業務連絡などに用います。

## 7 特定個人情報について

特定個人情報とは、個人番号（通称マイナンバー）（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む）をその内容に含む個人情報を指します。

特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）により、行政機関等の行政事務を処理する者の間で情報連携を実施する（例：健保組合の扶養認定に際し、市町村より課税・非課税情報の提供を受ける）等、利用範囲が定められており、番号法で定める利用範囲において特定した利用目的を超えて、利用しません。

なお、番号法に定める利用範囲を超える場合、特定個人情報から個人番号をマスキング、削除する等の措置を講じます。

また、当組合の個人情報について、次のように保存管理、廃棄・消去などを行います。

- (1) 各種届出、申請書類、レセプト等の紙に記載された個人情報については、入力処理が終わった際、当組合の文書管理規程に則り、規定保存年数まで倉庫に保存し、確認等の必要がある時以外は保管場所から持ち出さないこととします。

また、紙以外の媒体による個人情報については、紙以外の媒体による保存に係る運用管理規程に則り、適正に保存管理を行います。

- (2) 規定の保存年数を経過した個人データや処理が終わり不要となった個人データについては、紙の書類は読みとれない大きさに裁断し、処理を行います。

また、パソコンや磁気媒体の廃棄についても、データ消去ソフトによってデータが読みとれないようにして、廃棄またはリース返却します。

なお、当組合が保有する個人情報については、当組合が実施する健康保険事業以外には用いません。

**8 オンライン資格確認等システムの利用について**

- (1) 他機関の事務執行の為、組合が情報を提供する場合、被保険者等の資格関連情報及び特定健診データの登録に用います。
- (2) 組合の事務処理執行の為、他機関より特定健診データを授受することがあります。